規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の		瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案		
名称				
規制の名称		栄養塩類管理制度の導入		
規制の区分		規制緩和		
担当部局		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室		
評価実施時期		令和3 (2021) 年2月		
規制の目的、内		現在、瀬戸内海の水質は、これまでの取組が奏功し、赤潮の発生件数が低下		
容及び必要性等		するなど、一部の海域を除いて一定の改善が進んでいる。他方、気候変動によ		
		る水温上昇等の環境変化も影響を与え、これまで削減してきた窒素や燐といっ		
		た植物の栄養となる成分(栄養塩類)の不足等によるノリの色落ちが問題とな		
		っており、今後更に深刻化するおそれがある。		
		こうした中、現状、以下のような課題が見られている。		
		(1) 特定施設の構造等の変更を実施する場合、第8条第3項において準用する		
		第5条第3項から第7項までの手続を行わなければならず、事前評価には通		
		常4~5ヶ月を要するため、工場又は事業場にとって負担となることに加え、		
		迅速な栄養塩類供給が実施できない。		
			易又は事業場が水質汚濁防止法に定める	
		総量規制を適用されていることで、栄養塩類が必要とされる海域であっても		
		十分な栄養塩類の供給ができない。		
		上記(1)及び(2)のそれぞれに対応するため、次のア、イの措置を講ずる。		
		ア 特定施設の構造等の変更の許可にあたり、事前評価等の手続を緩和する特		
		例を設ける。		
		イ 栄養塩類管理計画に記載した工場又は事業場について、上記の水質汚濁防		
		止法に基づく規制の適用を除外しない場合、十分な栄養塩類の供給が行われ		
		ず、同計画において意図した効果が十分実現されないおそれがあることから、		
		同計画において栄養塩類増加措置の実施場所として定められた工場又は事業		
		場に対する水質汚濁防止法に基づく総量規制の特例を設ける。		
想定される代替		関係府県が栄養塩類管理計画を策定する制度は設けるものの、規制の特例措		
案		置を施行せずに、現行の変更許可手続、		
	は費用の	要素	代替案の場合	
把握				
	遵守費	アについて	ア、イについて	
	用	特例の新設により、通常4~5ヶ月	工場又は事業場にとっては、現状ど	
		を要する事前評価等の手続(1ヶ月の	おりの遵守費用が発生する。	
		縦覧の期間を含む)がなくなるため、		
		特定施設の構造等の変更について、約		
		1~2ヶ月に短縮され、迅速化が図ら		
		れることとなることから、追加の遵守		
		費用は発生しない見込み。		
		イについて		
		栄養塩類増加措置の実施にあたり、		
		追加の設備投資が必要とならない工		
I		場又は事業場を計画事業場に指定す		

		る予定であり、追加の遵守費用は発生		
		しない見込み。		
	行 政 費	ア、イについて	ア、イについて	
	用	行政費用を定量的に見込むことは		
	л	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
		困難であるが、定期的な水質モニタリ	の費用が発生する。 	
		ングについては、水質汚濁防止法第 15		
		条に規定する常時監視の結果を用い		
		ることもできると想定しており、モニ		
		タリングについて追加的な行政費用		
		は生じないものと想定している。		
直接的	りな効果	ア、イについて	ア、イについて	
(便益)の把握	栄養塩類管理制度の導入、自然海浜	瀬戸内海における生物多様性の保	
		保全地区の指定対象の拡充により、瀬	全・水産資源の持続的な利用の確保に	
		戸内海における生物多様性の保全・水	必要な栄養塩類の供給が十分に図られ	
		産資源の持続的な利用の確保を図り、	ず効果(便益)は小さい。	
		地域資源を活用した「里海づくり」を		
		総合的に推進することができる。		
		瀬戸内海の漁獲量は昭和 47 年をピ		
		一クに減少傾向にあり、現在は最盛期		
		の約 1/3 にまで減少しているが、漁獲		
		量の回復にも資するものと想定して		
		いる。		
 副次的な影響及		栄養塩類増加措置により周辺海域	従前通りの規制のため、副次的な影	
び波及的な影響		への悪影響が生じることを心配する	響及び波及的な影響はない。	
の把握		声もあるが、栄養塩類管理計画策定時		
の行動		における事前評価の他に、計画策定後		
		も定期的な水質モニタリングも行う		
		こととしており、周辺環境への影響が		
		生じないように実施されるものと想		
		定している。		
歩用し			└────────────────────────────────────	
費用と効果(便 益)の関係				
金)の関係		性の保全・水産資源の持続的利用の確保が効果(便益)であるため、明らかに		
		効果(使無)が負用より入さいと考え。 が妥当である。	541、ヨ該焼削(板柏)を導入すること	
その他の関連事		当該規制緩和案については、中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小		
項	·VI风烂书	当該焼桐藤柏楽については、中天環境番譲云が環境の云瀬戸内海環境保工が 委員会における検討、パブリックコメントを経て、最終的に令和3年1月26		
块 		安貞云にありる検討、ハフザザブコインドを経て、最終的に下柏るギー月20 日に中央環境審議会より「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度		
		ロに中天環境番譲去より「瀬戸内海における特定の海域の環境保主に除る制度 の見直しの方向性」として意見具申された内容に基づいて、当該規制緩和案を		
		の見直しの方向性」として息兄兵中された内谷に基づいて、自該戍前板和来を一立案したものである。		
車谷部	価の実施		 年を経過した後に事後評価を実施する。	
申抜計		一 当成が正明を作用していては、1201年の17年の17年の17年の17年の17年の17年の17年の17年の17年の1	中で柱廻した攻に事攻計逥で天肥りる。	
備考				